

# 森林環境税(仮称)の 基本的な制度設計に関する検討

## 第4回検討会で御議論いただく論点

### 論点2 基本的な枠組み

#### 論点2-②

(第3回検討会で確認した森林環境税(仮称)の性格、負担のあり方を踏まえ、) 国民一人一人に等しく負担を求めた上で、特定財源として森林整備実施市町村へ配分する税制上の仕組みを、どのように制度設計するか。

### 論点4 税収の配分

#### 論点4-①

(第3回検討会における用途についての議論を踏まえ、) 配分の基準として、どのようなものが相応しいか。

### 論点5 府県における超過課税との関係

#### 論点5-①

森林環境税(仮称)と、府県が実施している森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税との関係をどのように考えるか。

## 論点2 基本的な枠組み

### 論点2-②

(第3回検討会で確認した森林環境税(仮称)の性格、負担のあり方を踏まえ、)

**国民一人一人に等しく負担を求めた上で、特定財源として森林整備実施市町村へ配分する税制上の仕組みを、どのように制度設計するか。**

関連する平成29年度与党税制改正大綱の記述(抜粋)

- ・公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行う(後略)
- ・市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、～(後略)

## 論点2 基本的な枠組み

### 論点2-②

(第3回検討会で確認した森林環境税(仮称)の性格、負担のあり方を踏まえ、)

国民一人一人に等しく負担を求めた上で、特定財源として森林整備実施市町村へ配分する税制上の仕組みを、どのように制度設計するか。

### 検討の視点

- 今回の森林関連法令の見直しに伴い、新たな役割が生じるのが地方団体であることを踏まえれば、森林環境税(仮称)の税収については、その全額を地方団体の財源とすることが基本となるか。
- 国民に等しく負担を求めることとした場合、税が徴収される場所と、森林整備等に係る財政需要が生じる場所とが乖離する。この乖離を是正するために、森林整備等を行う市町村に対して税収を配分(移転)する必要があることを踏まえれば、形式上一旦国税として徴収し、得られた税収を地方譲与税として地方団体に譲与する制度設計とすることが考えられるか。
- 都市・地方を通じて広く国民一人一人から等しく負担を求めることとした場合、国・地方を通じた行政コスト、納税義務者の利便性等を踏まえれば、個人の道府県民税と同様に、市町村が徴収事務を担うことが考えられるか。

各税財政制度の特徴と今回創設する新たな森林整備等に係る仕組みとの関係

	交付・配分等の手法	制度の特徴 (今回の新たな仕組みに関連するもの)	今回創設する新たな仕組みとの関係
地方税	—	地方団体が、条例で定めるところにより、自らの行政サービスを提供するために必要な財源を確保するために課するもの。	条例に基づく課税権を行使して得られた税収を、 <u>他の市町村に対して制度的に移転</u> するのは、 <u>合理的な説明が困難</u> ではないか。
国税	地方交付税	各地方団体の標準的な財政需要の額と標準的な一般財源収入の額との差額を、国から地方団体に対して <u>一般財源として交付</u> するもの。	今回、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるために新たな税負担を求めらるるのであれば、各市町村において目的に沿った適切な執行が行われることを担保するため、その財源については、 <u>使途を定めることが必要</u> なのではないか。
	補助金	国が <u>特定の事務、事業に対し</u> 、国家的見地から公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため交付されるもの。	今回の新たな仕組みによって市町村が主体となって実施する森林整備等は、 <u>森林法令の改正に伴って生じる需要</u> であり、 <u>長期的に安定的な財源とすることが必要</u> ではないか。 また、森林整備等に当たって、事業実施箇所の選定や実施手法等は、 <u>地方に裁量がある方が望ましい</u> のではないか。
	地方譲与税	本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して、客観的基準により、譲与するもの。	<u>使途及び配分基準を適切に定めることにより、確実に森林整備等の財源に充てること</u> としつつ、事業実施箇所の選定や実施手法等は <u>地方に裁量のあ</u> る財源としての配分が可能ではないか。

## 地方譲与税の性格

## 「地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究委員会報告書」（平成7年3月）より

地方譲与税制度は、本来地方税に属すべき財源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方団体に対して譲与するシステムであり、(中略)大別して二つのパターンに分けることができる。

その一は、純然たる課税技術上の理由のみによって、一旦国税として徴収し、徴収した税額をそのまま徴収地の地方団体に譲与するものである、つまり、その税源を徴収することは、納税者の便宜や徴収機構・徴税費の面からみてかえって非効率であるという理由から、このような制度とされたものである。このパターンに属するのは特別とん譲与税であり、国庫に帰属するとん税とあわせて特別とん税が課され、特別とん税の部分は全額関係地方団体に譲与される。

その二は、賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。地方譲与税としてはこのパターンがむしろ典型的であり、特別とん譲与税以外の地方譲与税(※)はすべてこのパターンに属する(後略)

(※)平成7年当時では、地方道路譲与税、消費譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、自動車重量譲与税が該当

## 地方譲与税の分類

### 財源の帰属先による分類 (地方団体への譲与割合)

国が課して得られた税収の**全額**を地方団体に対して譲与するもの

- 地方揮発油税
- 特別とん税
- 地方法人特別税

国が課して得られた税収の**一部**を地方団体に対して譲与するもの

- 石油ガス税 (1/2)
- 自動車重量税 (1/3 ※当分の間、407/1000に引上げ)
- 航空機燃料税 (2/13 ※平成23～31年度までの間、2/9に引き上げ)

### 地方譲与税の 用途の定めによる分類

用途の定め **あり**

- 航空機燃料譲与税  
(航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用に限定)

用途の定め **なし**

- 地方揮発油譲与税(※)
  - 石油ガス譲与税(※)
  - 自動車重量譲与税(※)
  - 特別とん譲与税
  - 地方法人特別譲与税
- (※)平成20年度までは道路に関する費用に充てることとされていたが、平成21年度以降用途の定めを廃止

### 地方譲与税の原資となる 国税の徴収主体による分類 (あわせて徴収を行う税)

**地方団体**が徴収

- 地方法人特別税  
(法人事業税 [都道府県税])

**国**が徴収

- 地方揮発油税 (揮発油税[国税])
- 特別とん税 (とん税[国税])
- 石油ガス税
- 自動車重量税
- 航空機燃料税

# 課税と徴収を行う主体とが異なる税

	個人道府県民税	軽自動車税 環境性能割 (平成31年10月～)	地方消費税		地方法人特別税 (暫定措置)
			譲渡割	貨物割	
課税主体	都道府県	市町村	都道府県	都道府県	国
賦課徴収の主体	市町村	都道府県 (当分の間)	国 (当分の間)	国	都道府県
根拠条文	地方税法 第41条	地方税法 附則第29条の9 (平成31年10月～)	地方税法 附則第9条の4	地方税法 第72条の100	地方法人特別税等に関する 暫定措置法第10条
課税方式	賦課課税	申告税	申告税	申告税	申告税
資金の流れ (イメージ)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p><b>徴収主体</b> →</p> <p>市町村</p> <p>歳計外現金</p> <p>↓ 税込払込 ↓</p> <p>歳入予算</p> <p>↓</p> <p><b>課税主体</b> →</p> <p>都道府県</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>都道府県</p> <p>歳計外現金</p> <p>↓ 税込払込 ↓</p> <p>歳入予算</p> <p>↓</p> <p>市町村</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>国</p> <p>国税収納金整理資金</p> <p>↓ 税込払込 ↓</p> <p>歳入予算</p> <p>↓</p> <p>都道府県</p> <p>↓ 交付金 ↓</p> <p>市町村</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>都道府県</p> <p>歳計外現金    一般会計</p> <p>↓ 税込払込 ↓</p> <p>交付税特会</p> <p>↑ 譲与 ↑</p> <p>国</p> </div> </div>				



## 道府県民税を市町村が徴収している理由

- 昭和29年度に道府県民税を創設する際、賦課徴収については、できるだけ徴税費を増加し又は納税義務者の手数を煩雑にしないよう簡素な方法によるものとされ、市町村が徴収を行うこととされた。

## 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) (抄)

**第四十一条** 個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。 (以下略)

2・3 略

## 昭和28年11月 税制調査会答申 (抄)

## [二] 改正要綱

## 都道府県民税に関する事項

都道府県について収入の普遍的な租税を設けるため、次により新たに都道府県民税を設けるものとする。但し本税の創設に伴つて、負担が実質的に増加することがないようにすることとし、市町村民税について後述のような改正を行なうものとする。

- 1 納税義務者は、区域内の市町村民税の納税義務者とその範囲を同じくすること。
- 2 略
- 3 賦課徴収は、できるだけ徴税費を増加し又は納税義務者の手数を煩雑にしないよう簡素な方法によるものとし、徴収は市町村に委任するものとする。

## 論点4 税収の配分

### 論点4-①

(第3回検討会における「**使途**」についての議論を踏まえ、)  
配分の基準として、どのようなものが相応しいか。

関連する平成29年度与党税制改正大綱の記述(抜粋)

- ・公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行う(後略)
- ・市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、～(後略)

### 検討の視点

- 森林環境税(仮称)の使途の中心を、市町村が主体となって実施する私有林かつ人工林の整備等に関する費用にするのであれば、配分の基準として、私有林かつ人工林の面積等を用いることが考えられるか。
- 配分の基準のみでは、実際の需要との乖離があると考えられる場合には、他の地方譲与税と同様に、補正を行うことも考えられるか。

## 地方譲与税の譲与基準とその考え方

地方譲与税	用途	譲与基準	左記指標を用いている考え方
航空機燃料譲与税	航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用	着陸料収入額	着陸料収入額が航空機の重量及び着陸回数により算定されるものであり、空港の整備・維持管理、関連する施設等の整備に係る財政需要を反映
		騒音が著しい地区内の世帯数 (住民基本台帳)	航空機の騒音対策に係る財政需要を反映
地方揮発油譲与税	制限なし ※平成20年度までは、道路に関する費用	道路の延長(道路台帳)	道路等の行政サービスの供給量に着目
		道路の面積(道路台帳)	
石油ガス譲与税	制限なし ※平成20年度までは、道路に関する費用	道路の延長(道路台帳)	
		道路の面積(道路台帳)	
自動車重量譲与税	制限なし ※平成20年度までは、道路に関する費用	道路の延長(道路台帳)	
		道路の面積(道路台帳)	
特別とん譲与税	制限なし	開港への入港に係る特別とん税の収入額	特別とん税の徴収地である開港所在市町村に還付
地方法人特別譲与税	制限なし	人口(国勢調査)	消費税を含む税制の抜本的改革が行われるまでの暫定措置であることを踏まえ、地方消費税の税収配分と近似した配分を図る
		従業者数(経済センサス)	

## 航空機燃料譲与税における譲与基準の補正の例

譲与基準	補正に用いる指標	左記指標を用いている考え方
着陸料収入額	着陸料収入額の段階	収入額が一定額以上になる場合は、財政支出の効率化が図られることから段階的に減額
	空港の管理の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊との共用空港は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律により民生安定対策等が行われていることから、減額</li> <li>・地方団体が空港の設置管理者である場合は、地方団体が空港管理者として、空港の整備、維持管理等を行わなければならないため、増額</li> </ul>
	空港の所在の状況	空港周辺に海面、大川がある場合は、周辺整備事業の対象が縮小されることになるため、減額
騒音世帯数	騒音の程度	騒音による障害の程度が大きくなるにしたがって、その対策に要する財政需要も多くなることから、増額
	空港の管理の態様	自衛隊との共用空港は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律により騒音防止対策が行われていることから、減額

## 論点5 府県における超過課税との関係

### 論点5-①

**森林環境税(仮称)と、府県が実施している森林環境・水源環境の保全を目的とした超過課税との関係をどのように考えるか。**

関連する平成29年度与党税制改正大綱の記述(抜粋)

- ・公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行う(後略)
- ・市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、～(後略)

### 検討の視点

- 一部の府県においては、超過課税による財源を活用し、今回市町村が主体となって実施することとなる森林整備等と類似する事業に先行して取り組んでいることを、どのように考えるか。
- 森林関連法令の見直しにより新たに市町村の役割が明確化され、その財源として森林環境税(仮称)が創設されたとしても、府県は、市町村を包括する広域の地方団体として、それぞれの地域の実情に鑑みつつ、超過課税による財源を活用し、広域にわたる事業やその規模・性質において府県が処理することが適当であると認められる事業を実施することが考えられるのではないか。

# 森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の使途（間伐事業）

使途の内容		岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	神奈川県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
国庫補助事業 (補助率の上乗せ等)					○		○					○	○	○	○				○						○		○			○	○			○		○	○	
地方単独事業	森林所有者等への補助により実施するもの		○							○																				○	○							○
	地方団体が森林所有者等と協定(※)を締結して実施するもの	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○

(※)協定とは、地方団体等が森林所有者等に代わって私有林の整備を行うに当たり、森林所有者等との間で、その対象区域や所有権の制限の内容(協定の有効期間内における主伐の禁止等)等について定めるもの

森林環境・水源環境の保全を目的とした府県の超過課税の税収の使途（森林整備等以外）

使途の内容	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	神奈川県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県			
治山・流木対策																	○	○	○	○	○								○							○	○			
松枯れ木等処理		○	○		○	○				○										○				○		○	○	○		○					○		○	○		
都市緑化、河川等		○				○			○					○		○					○																			
担い手育成・支援			○		○				○				○			○				○	○					○		○								○	○			
木材利用促進		○		○	○	○	○		○	○		○	○	○		○		○	○	○						○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○
森林環境教育	○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○					○	○		○			○	○						○	○	○	○	○
普及・啓発(※1)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他(※2)		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○				○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	

(※1) ボランティア支援を含む。

(※2) 森林公園等の整備、公有林化、鳥獣被害状況等の調査の実施、施業集約化支援、苗木生産支援、市町村への交付金、シカ個体数調整等